この動画では4つ目の赤い〇について詳しく解説
3つ目の黄色い〇の人が実際にサービスを受ける場合、白ルートと黒ルートの2つの方式があります

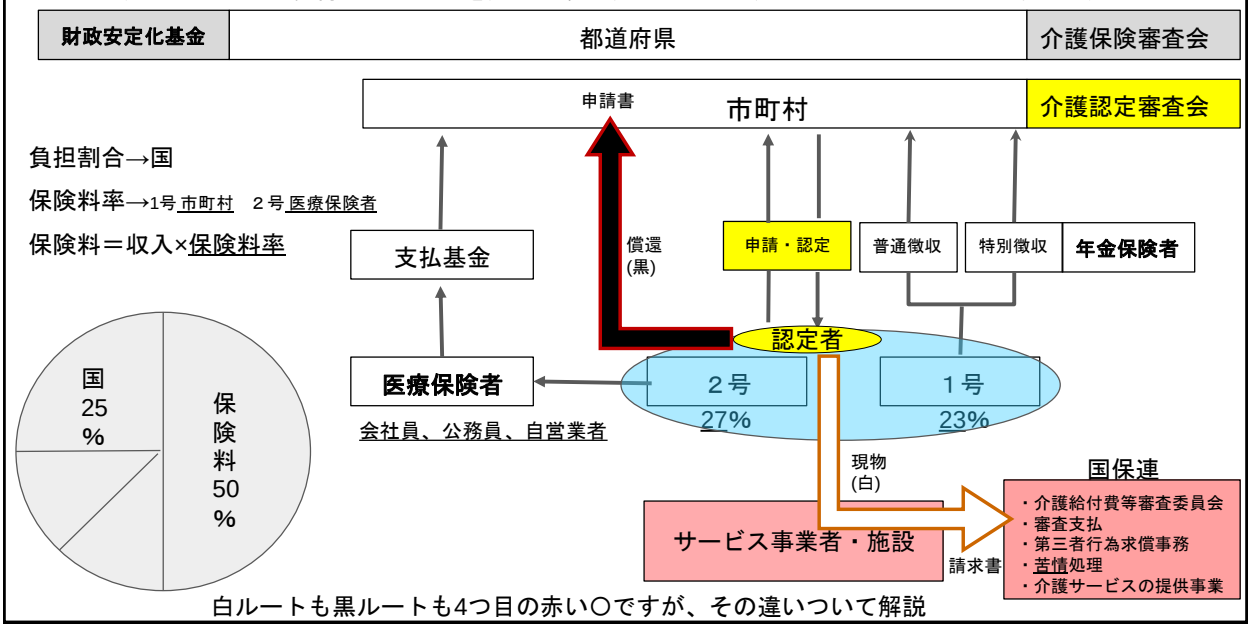

白ルートも黒ルートも4つ目の赤い〇ですが、その違いついて解説

1

現物給付（白ルート）の説明
医療保険と同じ

例）1万円の居宅サービス
- 利用者負担（1、２、３割）
- 利用者は介護事業所・施設に1,000円を支払う
- 残金9,000円は事業所・施設が国保連にレセプト請求
- 国保連で審査をして問題なければ残金が支払われる

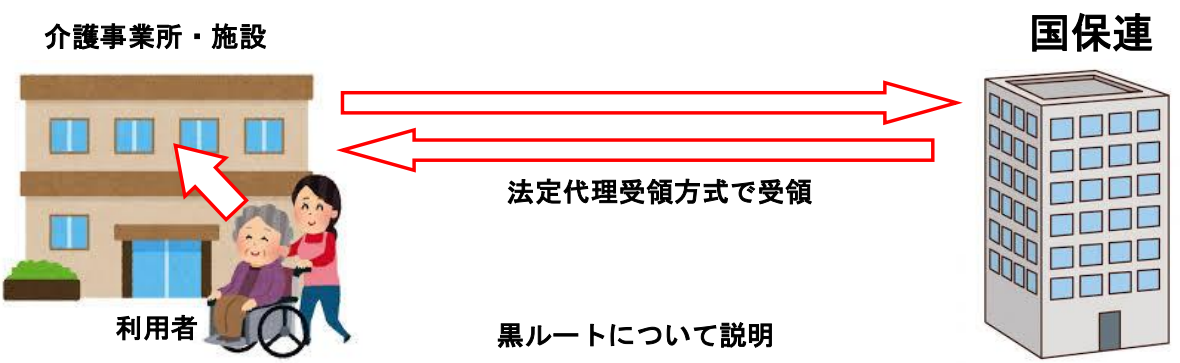

黒ルートについて説明

2

自分で申請しないと返ってこないのが償還払い（黒ルート）

例）1万円のリフォーム
利用者は1万円（全額）を支払う
市役所に申請するとある程度返ってくる

黒ルート
全額払う
利用者が申請

会社（リフォームなど）

国保連

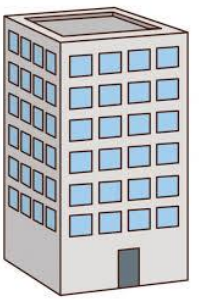

白ルート
利用者負担払う
業者が請求

白ルートと黒ルートで受けれらるサービスが違う。
それを理解するために保険給付（介護給付、予防給付、市町村特別給付）について解説

3

保険給付は介護給付、予防給付、市町村特別給付の3つ
これを3階建てのビルでイメージすると分かりやすい

保険給付の種類
4つ目の赤い○

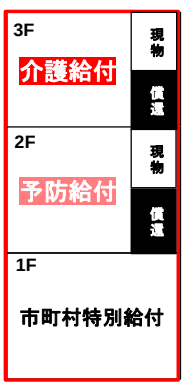

この2つは
必須

介護給付
要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1

予防給付
要支援2
要支援1

市町村独自のサービス
移送、配食など
必須ではない
上乗せサービス

階が上がるほど重度になるので
受けられるサービスが多くなるイメージ

1階はほとんど行われていないので空っぽ

2Fと3Fには
白ルートで受けるサービスと
黒ルートで受けるサービスがある

3Fの白ルート（現物給付）で受けられるサービスにはどんなものがあるのか解説

4

4

3Fの介護給付で受けられる白ルートのサービスはめちゃ多い
それが真ん中の枠

保険給付の種類
4つ目の赤い〇

3F 介護給付 現物
2F 予防給付 現物
1F 市町村特別給付

3F白

介護サービスの種類

居宅サービス **A**
- 訪問　ほ1　訪問介護
　2　訪問入浴介護
　3　訪問看護
　4　訪問リハビリ
　5　居宅療養管理指導
- 通所　つ6　通所介護
　7　通所リハビリ
- 短期入所　た8　短期入所生活介護
　9　短期入所療養介護
- その他　10特定施設入居者生活介護
　11福祉用具貸与
　12特定福祉用具販売

施設サービス **D**
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

地域密着型サービス **B**
①定期巡回・随時対応型
②夜間対応型訪問介護
③地域密着型通所介護
④認知症対型通所介護
⑤小規模多機能型居宅介護
⑥認知症対応型共同生活介護
⑦地域密着型特定施設入居者
⑧地域密着型介護老人福祉施設
⑨看護小規模多機能型居宅介護

居宅介護支援 **C**

アルファベットと数字で置き換えて覚える

- 4つのカテゴリ
- 居宅サービス12がA
　地域密着型サービス9がB
　居宅介護支援がC
　施設サービスがD
- Aは訪問5、通所2、短期入所2、その他3の計12。この順で数字に置換。福祉系が先、医療系が後
- Bは9つ、この順で〇のついた数字に置換。医療系は①、⑨
- Cは1つ
- Dは4つ（医療系が3つ）

この3Fは何が何でも覚える。書ける必要はない。（AとBは数字を聞いたら思い出せればOK）
3Fを覚えたら2Fは楽に覚えられる

※医療系は医療分野、福祉系は福祉分野でも出題される

5

5

3Fの白ルートはA、B、C、Dの4つあったが
2Fの白はA、B、Cの3つになって数も減る

保険給付の種類
4つ目の赤い〇

3F 介護給付 現物
2F 予防給付 現物
1F 市町村特別給付

3F白

2F白

保険給付が適用される介護サービスの種類

居宅サービス **A**
- 訪問　ほ1　訪問介護
　2　訪問入浴介護
　3　訪問看護
　4　訪問リハビリ
　5　居宅療養管理指導
- 通所　つ6　通所介護
　7　通所リハビリ
- 短期入所　た8　短期入所生活介護
　9　短期入所療養介護
- その他　10特定施設入居者生活介護
　11福祉用具貸与
　12特定福祉用具販売

施設サービス **D**
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

地域密着型サービス **B**
①定期巡回・随時対応型
②夜間対応型訪問介護
③地域密着型通所介護
④認知症対型通所介護
⑤小規模多機能型居宅介護
⑥認知症対応型共同生活介護
⑦地域密着型特定施設入居者
⑧地域密着型介護老人福祉施設
⑨看護小規模多機能型居宅介護

居宅介護支援 **C**

A
ほ＿1＿、つ＿6＿以外の10個

④、⑤、⑥ **B**

介護予防支援 **C**

- Aは12→10（1、6が減る）
　（地域支援事業へ移行）
- Bは9→3
　（医療系①、⑨×、認知症の3つ）
- Cは1つ
- Dは無くなる
　（2Fは施設に入所できない）
- 2Fと3Fでは受けられるサービスが違う
　2Fの方が状態が軽いので受けられるサービス少ない
- 事業者の指定は
　左AとDが都道府県知事
　右BとCが市町村長

2Fでも3Fでもサービスを受けたら利用者負担を払う、残りは業者さんが国保連に請求。この請求書について説明

6

6

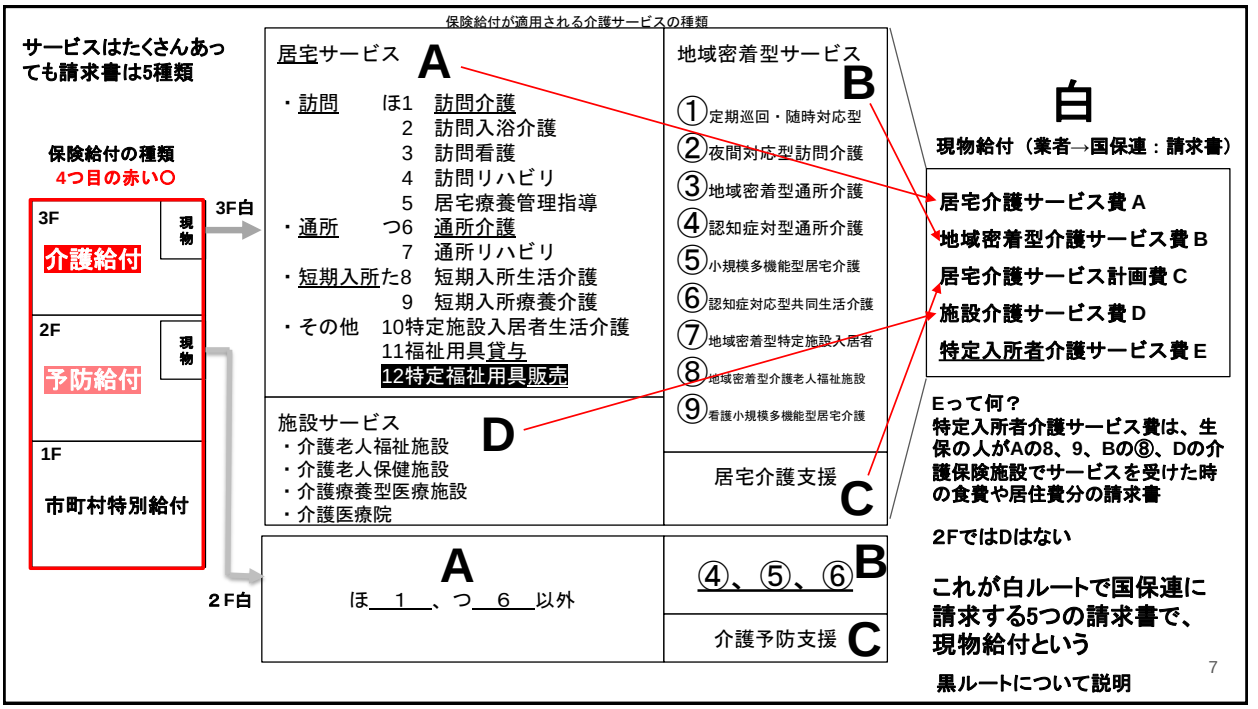
保険給付が適用される介護サービスの種類
サービスはたくさんあっても請求書は5種類
保険給付の種類
4つ目の赤い○
3F
現物
介護給付
3F白
2F
現物
予防給付
1F
市町村特別給付
2Ｆ白
居宅サービス A
・訪問　ほ1　訪問介護
2　訪問入浴介護
3　訪問看護
4　訪問リハビリ
5　居宅療養管理指導
・通所　つ6　通所介護
7　通所リハビリ
・短期入所た8　短期入所生活介護
9　短期入所療養介護
・その他　10特定施設入居者生活介護
11福祉用具貸与
12特定福祉用具販売
施設サービス D
・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設
・介護医療院
地域密着型サービス B
①定期巡回・随時対応型
②夜間対応型訪問介護
③地域密着型通所介護
④認知症対型通所介護
⑤小規模多機能型居宅介護
⑥認知症対応型共同生活介護
⑦地域密着型特定施設入居者
⑧地域密着型介護老人福祉施設
⑨看護小規模多機能型居宅介護
居宅介護支援 C
A
ほ__1__、つ__6__以外
④、⑤、⑥ B
介護予防支援 C
白
現物給付（業者→国保連：請求書）
居宅介護サービス費 A
地域密着型介護サービス費 B
居宅介護サービス計画費 C
施設介護サービス費 D
特定入所者介護サービス費 E
Eって何？
特定入所者介護サービス費は、生保の人がAの8、9、Bの⑧、Dの介護保険施設でサービスを受けた時の食費や居住費分の請求書
2FではDはない
これが白ルートで国保連に請求する5つの請求書で、現物給付という
黒ルートについて説明
7

7

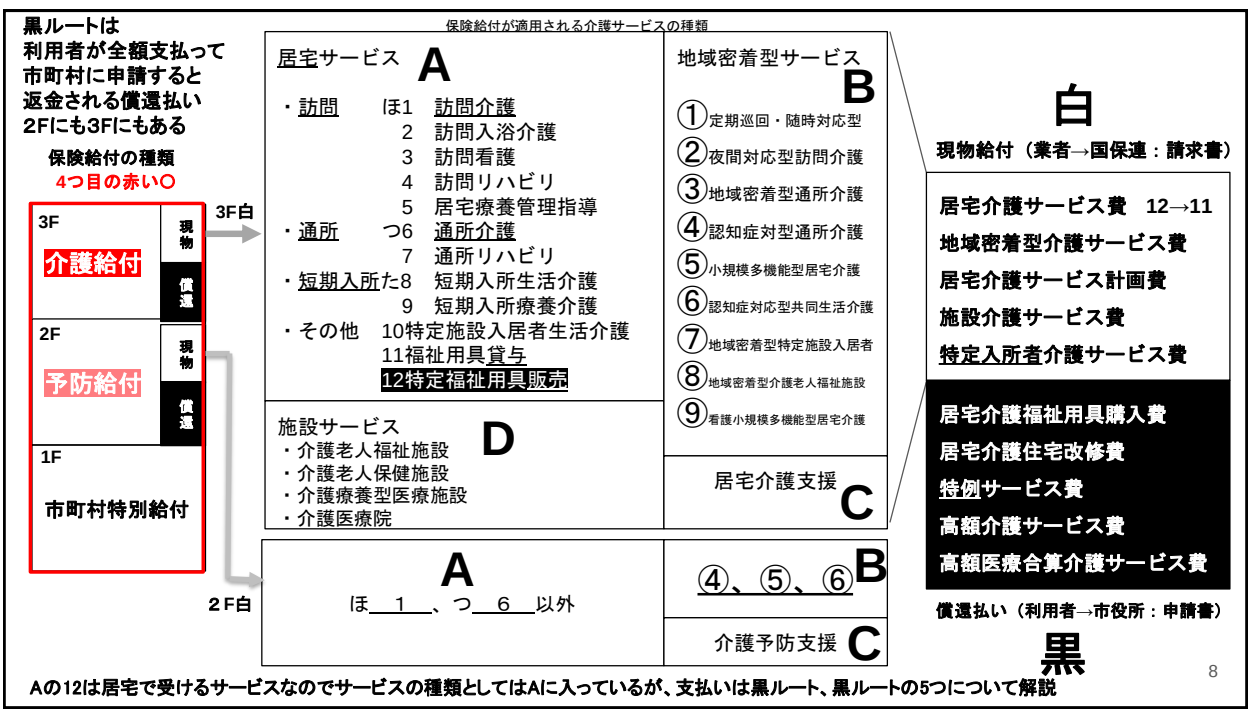
保険給付が適用される介護サービスの種類
黒ルートは
利用者が全額支払って
市町村に申請すると
返金される償還払い
2Fにも3Fにもある
保険給付の種類
4つ目の赤い○
3F
現物
償還
介護給付
3F白
2F
現物
償還
予防給付
1F
市町村特別給付
2Ｆ白
居宅サービス A
・訪問　ほ1　訪問介護
2　訪問入浴介護
3　訪問看護
4　訪問リハビリ
5　居宅療養管理指導
・通所　つ6　通所介護
7　通所リハビリ
・短期入所た8　短期入所生活介護
9　短期入所療養介護
・その他　10特定施設入居者生活介護
11福祉用具貸与
12特定福祉用具販売
施設サービス D
・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設
・介護医療院
地域密着型サービス B
①定期巡回・随時対応型
②夜間対応型訪問介護
③地域密着型通所介護
④認知症対型通所介護
⑤小規模多機能型居宅介護
⑥認知症対応型共同生活介護
⑦地域密着型特定施設入居者
⑧地域密着型介護老人福祉施設
⑨看護小規模多機能型居宅介護
居宅介護支援 C
A
ほ__1__、つ__6__以外
④、⑤、⑥ B
介護予防支援 C
白
現物給付（業者→国保連：請求書）
居宅介護サービス費　12→11
地域密着型介護サービス費
居宅介護サービス計画費
施設介護サービス費
特定入所者介護サービス費
居宅介護福祉用具購入費
居宅介護住宅改修費
特例サービス費
高額介護サービス費
高額医療合算介護サービス費
償還払い（利用者→市役所：申請書）
黒
8
Aの12は居宅で受けるサービスなのでサービスの種類としてはAに入っているが、支払いは黒ルート、黒ルートの5つについて解説

8

居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費については福祉分野でも出題される
介護支援分野で出題されるところを解説

居宅介護福祉用具購入費

特定福祉用具販売はA12だが白ルートの居宅介護サービス費のにはならない
申請して返ってくる黒ルート

Q特定福祉用具販売は居宅介護サービス費に含まれる×

Q居宅介護サービス費として認められるサービスは12種類である×

福祉用具購入費支給限度基準額　1年間で10万円が重要

例）利用者負担1割の人が10万購入した場合
　10万円支払い→申請→9万返金（利用者負担1万）

居宅介護住宅改修費

住宅改修費支給限度基準額　同一住宅で20万円

例）利用者負担1割の人が20万のリフォームした場合
　20万円支払い→申請→18万返金（利用者負担2万）

その他の支給限度基準額について説明

支給限度基準額を決めるのは国
最低ラインを決めるのは国

市町村はサービス向上のため
上乗せすることができる

白

現物給付（業者→国保連：請求書）

居宅介護サービス費　12→11
地域密着型介護サービス費
居宅介護サービス計画費
施設介護サービス費
特定入所者介護サービス費

居宅介護福祉用具購入費
居宅介護住宅改修費
特例サービス費
高額介護サービス費
高額医療合算介護サービス費

償還払い（利用者→市役所：申請書）

黒

9

9

支給限度基準額

	設定	上乗せ
福祉用具購入費支給限度基準額　10万/年	国	市町村
住宅改修費支給限度基準額　20万(同一住宅)		
区分支給限度基準額　要介護5 約35万/月 要支援1 約 5万/月		
種類支給限度基準額	市町村	

区分支給限度基準額が適用されないものは、A5，10、12（黒ルートの福祉用具購入費支給限度基準額）
B⑥、⑦、⑧、C、D

種類支給限度基準額は別動画で解説、公平にサービスが提供されるようにするためのもの
サービスを提供する業者が少ない地域では利用回数を制限せざるを得ない
利用回数を制限する＝区分支給限度基準額を下げる＝種類限度基準額

10

保険給付が適用される介護サービスの種類

区分支給限度基準額が適用されないもの

保険給付の種類
4つ目の赤い○

3F　介護給付　現物　償還
2F　予防給付　現物　償還
1F　市町村特別給付

3F白

2F白

A
居宅サービス
・訪問　ほ1　訪問介護
2　訪問入浴介護
3　訪問看護
4　訪問リハビリ
5　居宅療養管理指導
・通所　つ6　通所介護
7　通所リハビリ
・短期入所　た8　短期入所生活介護
9　短期入所療養介護
・その他　10特定施設入居者生活介護
11福祉用具貸与
12特定福祉用具販売

B
地域密着型サービス
①定期巡回・随時対応型
②夜間対応型訪問介護
③地域密着型通所介護
④認知症対型通所介護
⑤小規模多機能型居宅介護
⑥認知症対応型共同生活介護
⑦地域密着型特定施設入居者
⑧地域密着型介護老人福祉施設
⑨看護小規模多機能型居宅介護

C
居宅介護支援

D
施設サービス
・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設
・介護医療院

A
ほ＿1＿、つ＿6＿以外

B
④、⑤、⑥

C
介護予防支援

白
現物給付（業者→国保連：請求書）

居宅介護サービス費
地域密着型介護サービス費
居宅介護サービス計画費
施設介護サービス費
特定入所者介護サービス費

居宅介護福祉用具購入費
居宅介護住宅改修費
特例サービス費
高額介護サービス費
高額医療合算介護サービス費

償還払い（利用者→市役所：申請書）

黒

黒ルートに話を戻して
高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費について解説

11

11

特例サービス費

①申請前に緊急的に居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを受けた場合
②基準該当サービスを受けた場合
③離島などで相当サービスを受けた場合
④緊急その他やむを得ない理由で被保険者証を提示せずにサービスを受けた場合

②基準該当サービス、③相当サービスとは？
指定条件を満たしていないが、市町村が認めた事業者から受けるサービス

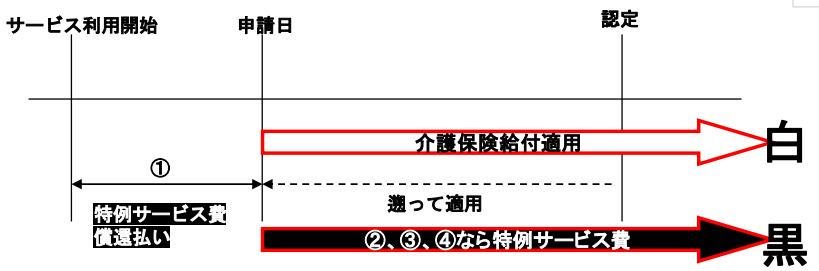

受けるサービスは同じでも、受けるタイミングが前だったり、指定事業所ではないところから受けたり、指定事業所でも被保険者証を忘れたときに白ルートから黒ルートに変わってしまう

白ルート5つの請求書の前に特例がつくだけ
1つだけではなく5つの総称

高額介護サービス費
高額医療合算介護サービス費について解説

居宅介護サービス費A
地域密着型介護サービス費B
居宅介護サービス計画費C
施設介護サービス費D
特定入所者介護サービス費E

⇨

特例居宅介護サービス費CA
特例地域密着型介護サービス費CB
特例居宅介護サービス計画費CC
特例施設介護サービス費CD
特例特定入所者介護サービス費CE

12

12

高額介護サービス費（3F黒ルート）
高額介護予防サービス費（2F黒ルート）

医療の高額療養費の介護版

1か月に支払った介護サービスの利用者負担分(1、2、3割)が負担上限額を超えた場合、黒ルートで返ってくる
・月単位、世帯単位（年単位×、個人単位×）
・対象とならないサービスはA12（償還払い）、住宅改修費、C（もともと利用者負担がないから）

所得区分		負担上限額
現役並み	1160万以上	140,100円
	770～1159万	93,000円
	383～769万	44,400円
一般		44,400円
市町村民税非課税		24,600円
生活保護		15,000円

法改正で現役並みが3つに分かれた
（以前は383万以上は44,400円の1つだけ）
この数字を覚えるのはオススメしない

出題されるとしたら
・高額介護サービス費の現役並み所得の負担上限額は
所得に関係なく44,400である×

高額医療合算介護サービス費(3F黒ルート)
高額医療合算介護予防サービス費(2F黒ルート)

・1年間に支払った医療と介護の利用者負担の合計が負担上限額を超えた場合に、超えた分が償還払いとなる。
・医療費と介護費の割合から医療保険分と介護保険分が按分して払われる
・年単位、世帯単位（月単位×、個人単位×）
・対象とならないサービスはA12（償還払い）、住宅改修費、C（もともと利用者負担がないから）

利用者負担解説

13

13

・介護にかかる費用は保険が認められる範囲と認められない範囲がある
・利用者負担という用語は白ルートの保険が認められるところの話
・認められた範囲に対して利用者負担額が所得に応じて1，2、3割
・居宅介護サービス計画費Cは利用者負担ゼロ（10割保険給付）

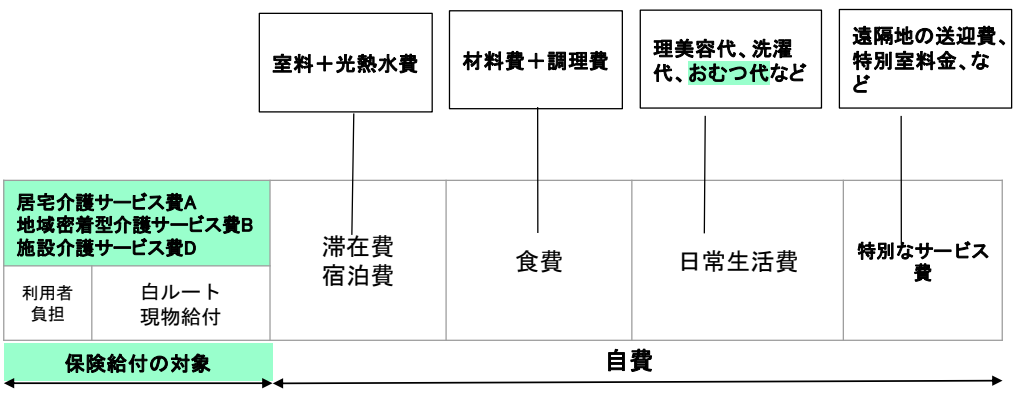

※おむつ代はA8・9、B⑧、Dでは保険給付の対象（利用者負担がある＝ある方が得）
※特定入所者介護サービス費（生保の人がA8，9、B⑧、Dを受けた時）は滞在費と食費まで対象となる
※社会福祉法人による利用者負担軽減制度では食費、滞在費、居住費も対象となる
〇〇の対象になるならない、〇〇の適応されるされないについてはアルファベットと数字で覚える方法を紹介

14

14

黒ルートの特例サービス費のこと

・基準該当サービスの対象となる
Ａ１、２、６、８、１１　　B×　　CO　　D×

白が黒になる話

・高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費の対象となる
白ルート＋保険範囲＋利用者負担ある（白C×、黒ルート×、自費部分×）

・特定入所者介護サービス費（白ルートE）の対象となる
Ａ８、９　　B⑧　　C×　　Ｄ４つ

・おむつ代が保険給付になるもの
Ａ８、９　　B⑧　　C×　　Ｄ４つ

・社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となる
Ａ１、６、８　　B⑥⑦以外　　C×　　D介護老人福祉施設

利用者負担の話

・区分支給限度基準額が適用されないもの
Ａ５、１０、１２　　B⑥⑦⑧　　C×　　D×

支給限度基準額

15

15

問題　2　要支援者が利用できるサービスとして正しいものはどれか。３つ選べ。

1　認知症対応型共同生活介護

2　認知症対応型通所介護

3　看護小規模多機能型居宅介護

4　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

5　小規模多機能型居宅介護

16

16

問題　7　介護保険法において現物給付化されている保険給付として正しいものはどれか。**2つ**選べ。

1　居宅介護福祉用具購入費の支給

2　施設介護サービス費の支給

3　居宅介護住宅改修費の支給

4　特定入所者介護サービス費の支給

5　高額介護サービス費の支給

17

17

問題　5　介護保険の保険給付について正しいものはどれか。**3つ**選べ。

1　高額介護サービス費の支給は，介護給付の一つである。

2　高額医療合算介護サービス費の支給は，市町村特別給付の一つである。

3　特定入所者介護サービス費の支給は，介護給付の一つである。

4　特例特定入所者介護サービス費の支給は，市町村特別給付の一つである。

5　居宅介護サービス計画費の支給は，介護給付の一つである。

18

18

問題　10　介護給付の種類として正しいものはどれか。2つ選べ。

1　特例居宅介護福祉用具購入費の支給

2　特例居宅介護住宅改修費の支給

3　特例地域密着型介護サービス費の支給

4　特例特定施設入居者生活介護サービス費の支給

5　特例居宅介護サービス計画費の支給

19

19

問題　7　高額介護サービス費の支給について正しいものはどれか。2つ選べ。

1　第1号被保険者である生活保護の被保護者は，対象とならない。

2　居宅要支援被保険者は，対象とならない。

3　施設サービスの食費は，対象となる。

4　施設サービスの居住費は，対象とならない。

5　負担上限額は，所得によって異なる。

20

20

問題　7　支給限度基準額について正しいものはどれか。3つ選べ。

1　福祉用具貸与には，区分支給限度基準額は適用されない。

2　福祉用具購入費には，区分支給限度基準額は適用されない。

3　居宅療養管理指導には，区分支給限度基準額は適用されない。

4　転居した場合には，改めて支給限度基準額まで居宅介護住宅改修費の支給を受けることができる。

5　地域密着型サービスには，居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は適用されない。

21

21

問題　8　特定入所者介護サービス費の支給について正しいものはどれか。3つ選べ。

1　対象となる費用は，食費と居住費(滞在費)である。

2　負担限度額は，所得の状況その他の事情を勘案して設定される。

3　対象となるサービスには，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は含まれない。

4　対象となるサービスには，特定施設入居者生活介護は含まれない。

5　対象者には，生活保護受給者は含まれない。

22

22

問題　7　介護サービスに係る利用者負担が高額となった場合の取扱いについて正しいものはどれか。**3つ選べ。**

1　高額介護サービス費の負担上限額は，被保険者の家計に与える影響を考慮して，段階的に設定されている。

2　高額介護サービス費の負担上限額を超えた利用料は，常に現物給付となるため，利用者が直接事業者に支払う必要はない。

3　高額介護サービス費は，世帯単位で算定される。

4　施設介護サービス費に係る利用者負担は，高額介護サービス費の対象となる。

5　高額医療合算介護サービス費は，医療保険から支給される。

23

23

問題　8　社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の対象となる居宅介護サービスとして正しいものはどれか。**3つ選べ。**

1　訪問入浴介護

2　訪問看護

3　小規模多機能型居宅介護

4　夜間対応型訪問介護

5　第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業

24

24

問題　9　介護保険の利用者負担に係る低所得者対策について正しいものはどれか。2つ選べ。

1　生活保護受給者は，高額介護サービス費の支給の対象とはならない。

2　特定入所者介護サービス費の対象者には，申請により「介護保険負担限度額認定証」が交付される。

3　特定入所者介護サービス費支給後の利用者負担額については，社会福祉法人による利用者負担額軽減制度は適用されない。

4　社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の対象には，食費が含まれない。

5　社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の対象には，居住費が含まれる。

25

25